
特集：介護と障害者施策の関係をめぐる国際的動向 趣 旨

周知のとおり、我が国の介護施策や障害者施策においては、近年さまざまな動きがある。まず、2000年4月には、それまでの高齢者福祉を抜本的に改革した介護保険法が施行され、また、障害者福祉サービスの提供について2003年4月から従来の福祉措置制度から一歩踏みだし、障害者のサービス選択権をとり入れた支援費制度が導入された。さらに、2005年には、三障害の種別にかかわらず一元的にサービスの提供をする仕組みの創設等を内容とした障害者自立支援法が成立し、2006年4月から一部分施行される。

介護保険制度と障害者施策との関連でいえば、40歳以上65歳未満の第2号被保険者について、15種類の特定疾病を除く障害者には介護保険が適用されないという矛盾を引きずったまま、2004年度における介護保険制度見直しの検討の中で、40歳未満の若年障害者の取り扱いについても議論がなされたが、被保険者の範囲（現行制度においては、40歳未満の若年者は被保険者の範囲となっていない）の拡大についての合意が得られなかった。その結果、障害保健福祉施策の中で介護保険制度の仕組みを一部活用すること、すなわち若年障害者が介護保険のサービスを利用することについては、さらに検討されることとなったところである。

このような我が国における状況を踏まえ、欧米諸国における介護と障害者施策との関係について、現状、問題点および今後の予想される展開などを分析し、介護と障害者施策の関係に関する今後のあるべき姿を考える上での基礎となる情報を得ることが本特集の目的である。

本特集で取り上げた国は、ドイツ、オランダ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、アメリカの6カ国である。このうち、ドイツとオランダにおいては、介護サービスは高齢者に限らず、障害者に対しても社会保険制度で対応されている。ドイツは介護保険、オランダは例外的医療費保障制度という社会保険である。一方、高齢者と障害者に対する介護サービスを基本的に税方式で対応している国が、イギリス、スウェーデン、デンマークである。イギリスはコミュニティケア法、ケア基準法、障害者法等に基づき、国民保健サービス（NHS）等により、スウェーデンは社会サービス法、LSS法等により、デンマークは社会サービス法等により、それぞれ施策が行われている。この両方式（社会保険方式、税方式）と異なるタイプの国がアメリカで、主に高齢者の介護の一部を担っているメディケアと、低所得高齢者と障害者の介護および支援を担っているメディケイドで対応している。

これらの国々については、歴史的沿革、文化的背景、国民意識、社会経済状況等が、複雑に絡み合っている現在の制度となっているが、この特集において介護施策や障害者施策への国民のニーズの高まりや変化、行政改革や地方分権等の動きの中でさまざまな課題をかかえ、課題への対応が試みられていることが明らかとなっている。

したがって、障害者自立支援法が施行直前になり、また、介護保険制度の被保険者の範囲の見直しについての検討が本格化しようとしているこの時期に、欧米諸国における高齢者介護と障害者施策の関係について現地視察を踏まえて論じ、政策的示唆を得ることを試みたこの特集は、非常に意義深いものとなったと

考えられる。また、これまで欧米諸国における高齢者福祉自体については比較的よく紹介されてきたが、障害者施策との関連を取り上げた研究はきわめて少ない。この意味でも本特集は意義のあるものと言える。

なお、この特集における各論文については、各執筆者の関心事項や分析手法が必ずしも同じでないことから、各論文において記述している論点や問題のとらえ方に差異がある点については、ご了解をいただきたいと考えている。

最後に、障害者施策としては、① 障害者の経済的基盤を形成するための障害者就労の促進、② 被介護者のアメニティを高めるとともに介護者の負担を軽減する先進的な福祉機器の研究開発、③ 障害者の生活の基盤であるバリアフリー等の要件を満たした住宅の確保、④ 障害に見合った障害者への教育と、心のバリアフリー化につながる一般の生徒への障害者への理解を深める教育の推進、⑤ 障害者の社会参加を促進する上で欠かせない条件である障害者のための街づくり(街全体のバリアフリー化等)、などといったことも大きな論点になるが、本特集では介護との関連において障害者施策をとらえることとしており、これらの点については可能な範囲で触れるにとどめられている。したがって、これらの点について欧米諸国と我が国の施策を比較研究することは、今後の課題としたい。

(京極高宣 国立社会保障・人口問題研究所所長)